

平成21年 4月30日現在

研究種目：基盤研究(C)

研究期間：2005～2008

課題番号：17530063

研究課題名（和文） 会社債権者による会社管理と会社債権者の保護

研究課題名（英文） Control of Corporation by Creditors and Protection of Creditors of Corporation

研究代表者

今井 克典 (Imai Katsunori)

名古屋大学・大学院法学研究科・教授

研究者番号：30283055

研究成果の概要：第1に、会社の資金調達決定における重要性の点では、社債と資金借入との間に大きな相違はない。第2に、違法な募集株式の発行等においては、これが有効であることを前提としつつ、財源規制により会社債権者を保護し、株式の返還により既存株主を保護することが可能である。第3に、融資契約の確約条項は、会社経営に一定の制限を加えうが、一定の確約条項が有効であるために、定款の定めが必要である。

交付額

(金額単位：円)

	直接経費	間接経費	合計
2005年度	700,000	0	700,000
2006年度	500,000	0	500,000
2007年度	500,000	150,000	650,000
2008年度	600,000	180,000	780,000
総計	2,300,000	330,000	2,630,000

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：法学・民事法学

キーワード：会社債権者

1. 研究開始当初の背景

会社の業務執行の決定権限は、取締役会にあり、取締役会は、株主ないし会社の利益のために、会社の経営の決定をする。

会社の債権者は、自己の有する会社に対する債権の満足が得られれば足り、会社が債権の満足を与える以上の利益を獲得すること

には本来は関心を有しない。

しかし、株主は、債権者へ満足を与えた上で、剰余金の配当を受けることができるので、会社が債権の満足を与える以上の利益を獲得することに関心を有する。

そのため、取締役会は、会社がより多くの利益を獲得するために、危険な経営をするか

もしれないが、会社債権者は、会社がこのような危険を回避するために、会社経営に一定の制限を加える必要が生じる。

ここには、会社は、債権者を保護するためにどのような制限を受けるかという点と、会社債権者は、会社経営にどのような制限を加えることができるかという問題があるように思われる。

2. 研究の目的

(1) 会社経営について、会社債権者と株主との間の利害対立の調整について考察する。会社債権者は、会社経営にどのような影響を及ぼしうるかが問題となるであろう。

(2) 会社債権者間の利害対立の調整について考察する。会社債権者による会社経営の影響の程度と、会社債権者の態様が問題となるであろう。

3. 研究の方法

(1) 2005 年会社法における債権者保護の規整と、旧会社法のそれとの比較をする。

(2) 会社債権者と株主との間の利害対立の場面にかかる判例を分析する。

(3) 会社債権者による会社経営への介入の方法について分析する。

4. 研究成果

(1) 会社債権者にかかる 2005 年会社法の規定と旧会社法の規定との比較については、以下のようなことがいえる。

第 1 に、会社債権者の保護については、従来の商法の規整と 2005 年新会社法の規整との間で、大きな相違は認められない。

ただし、株式交換・株式移転において、あ

らたに、新株予約権付社債についての社債の承継が認められ、また、対価として完全親会社となる会社の株式以外のものが認められ、これらの場合に、債権者保護手続が必要とされることになった（会社法 789 条 1 項 3 号・799 条 1 項 3 号・810 条 1 項 3 号）。

しかし、この相違は、債権者保護が必要とされる基準が変更されたことによるのではなく、たんに、組織再編行為の具体的な方法が増加したことに伴うものであると考えられる。

第 2 に、社債については、新会社法によって、その発行の機動性が増し（会社法 362 条 4 項 5 号・676 条参照）、また、社債管理者が責任を負う場合が拡大された（会社法 710 条）。

このうち後者の責任の拡大の 1 つとして、社債管理者は、これと特別の関係のある者との間で行為をした一定の場合にも責任を負うとされた（会社法 710 条 2 項 2 号）。ここで、とくに社債管理者が銀行等（会社法 703 条）であることを考慮すると、特別の関係のある者の範囲（会社法施行規則 171 条）の妥当性が問題となりうるようにも思われる。

第 3 に、取締役の対第三者責任については、規定の変更はなく（商法 266 条ノ 3 第 1 項、会社法 429 条 1 項）、そのため、会社取締役の会社債権者に対する直接の責任の検討をするにあたっては、従来の判例・学説を分析対象とすることが可能である。

取締役の対第三者責任については、会社債権者の保護とともに、会社債権者の会社管理やその理論的背景に応用しうるようにも考えられる。

(2) 会社債権者の会社経営ないし会社への関与方法・手段とこれにかかる裁判例につ

いては、以下のようなことがいえる。

第1に、会社法においては、会社債権者が会社情報を得る方法として、会社の登記や会社の公告（商業登記法10条1項等、会社法440条1項・2項）を利用する方法のほか、定款、各種議事録、各種名簿、計算書類等の閲覧請求権等（会社法31条2項・318条4項等・125条2項等・442条3項）が用意されている。

しかし、このような閲覧請求権等によって、会社債権者が必要な情報を充分には得られるとは限らないように考えられる。

第2に、会社債権者のこのような閲覧請求権等が争われた裁判例は、裁判例掲載誌を調べた限りでは、1981年改正前商法282条2項の計算書類等の閲覧請求権にかかるものが見受けられるが（なお、その争いは1981年商法改正により処理されている）、そのほかには見当たらない。これに対して、株主の閲覧請求権等については、多くの裁判例がある。

第3に、会社債権者は、担保の取得のほかに、取引関係成立の際の特約（いわゆる確約条項）によって、自己の債権の保全を図ろうとしている。すなわち、会社債権者は、会社法が用意する方法とは別に、特約によって用意された方法によって会社情報を得ることが多いと考えられる。

さらには、会社法においては、剰余金の配当のような原則として株主総会に決定権限がある事項について、会社債権者は、会社との特約によって、会社に対して（会社経営者に対して）一定の制約をかけることもある（後述(5)参照）。

(3) 会社債権者として社債権者と消費貸借契約の貸主とを採り上げて、両者を比較すると、以下のようなことがいえる。

会社債権者には、各種の態様がありうるが、消費貸借契約における貸主と社債発行における社債権者とは、会社が外部資金を調達する際の債権者であり、会社に対する金銭債権者の典型例として挙げられよう。

消費貸借契約に基づく金銭借入と社債発行とは、会社法においては、決定手続や決定事項の点で異なる取扱いがなされている。しかし、両者は、会社に及ぼす法的な影響等からは、決定手続や決定事項に差を設けるほどの相違を見いだすことは難しいと考えられる。

むしろ、両者は、外部資金の調達方法という共通する性質に基づいて、会社法において位置付けられるのが妥当であろう（後掲雑誌論文・今井克典「金銭借入・社債発行に関する取締役会の」名古屋大学法政論集 221号（2008年）95-143頁参照）。

(4) 違法な新株の発行・自己株式の処分（以下「募集株式の発行等」という）を採り上げて、取引の安全、既存株主の保護、および会社債権者の保護の関係について考察すると、以下のようなことがいえる。

判例は、違法な募集株式の発行等につき、取引の安全を理由にして原則として有効であるとするが、そのため、取引の安全が必要ではない場合にまで、有効とされていると考えられる。

そこで、募集株式の発行等の有因性の程度を緩和して、募集株式の発行等が有効であっても、募集株式の引受契約が無効である場合があり、その場合には、会社は株式の返還を請求することができるかと解される。

これにより、既存株主の保護を一定程度図ることができる。また、会社は、金銭等を返還しなければならないが、会社が株式の返還を受けるのは、自己株式の取得であるから、

財源規制がかかり、会社債権者の保護も図られる。

このような考察の結果、従来、違法な募集株式の発行の処理について、会社債権者の保護を維持しつつ、株主の保護が図られる（後掲雑誌論文・今井克典「違法な募集株式の発行等の事後処理」名古屋大学法政論集 226号（2008年）47-84頁参照）。

(5) 会社債権者が会社経営に制限を加える方法として、確約条項の設定がある（前述(2)参照）。これについて、以下のような検討をした。

会社は、金融機関から貸付を受ける場合には、確約条項（いわゆるコベナンツ）に基づいて、債権者である金融機関に一定の義務を負うことがある。逆にいえば、会社債権者である金融機関は、確約条項を用いて、会社をある程度の管理をすることが可能であるといえる。

確約条項違反の効果は、一般には、貸付債務の期限の利益の喪失という法律上の効果や、これを背景とした交渉という事実上の効果である。

ここからは、確約条項は、会社管理に関してどこまでをその内容に取り込むことができるかという、確約条項の内容による特約条項の有効性が問題となる。当該事項に関する決定権限の所在や、株主の利益を考慮する必要があろう。

そこで、確約条項（コベナンツ）の効力について考察した。会社債権者は、確約条項によって、株主ないし会社の利益を害することもありうる。そのため、確約条項が有効である場合には一定の限界があると考えられる。

確約条項が、株主総会の決定権限を制限する場合には、確約条項は、定款の定めがなければ有効ではないと解される。

しかし、定款の定めが有効である項目・内容は、必ずしも明確ではなく、また、確約条項のうち財務制限条項には、株主総会の決定権限を制限するか否かが必ずしも明確ではないものがある。

このような考察の結果、会社債権者による確約条項を通じた会社経営への介入の限界がある程度明らかにされる（後掲雑誌論文・今井克典「融資契約における確約条項の会社法上の効力」名古屋大学法政論集 231号（2009年）掲載予定参照）。

5. 主な発表論文等

（研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線）

〔雑誌論文〕（計 3件）

① 今井克典

「融資契約における確約条項の会社法上の効力」
名古屋大学法政論集 231号（2009年）掲載決定一、査読無し。

② 今井克典

「違法な募集株式の発行等の事後処理」
名古屋大学法政論集 226号（2008年）47-84頁、査読無し。

③ 今井克典

「金銭借入・社債発行に関する取締役会の」
名古屋大学法政論集 221号（2008年）95-143頁、査読無し。

6. 研究組織

(1) 研究代表者

今井 克典 (Imai Katsunori)
名古屋大学・大学院法学研究科・教授
研究者番号：30283055